

児童虐待死亡事例検証報告書

(平成26年6月 生後5か月児死亡事例)

平成27年3月

沖縄県社会福祉審議会
児童福祉専門分科会 審査部会

目 次

1 検証の目的	1
2 検証の方法	1
3 本事例の概要	1
4 明らかとなった問題点・課題（問題点の整理・分析）	3
5 提言（今後の課題）	4

（資料）

1 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会開催経過	7
2 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会委員名簿	8
3 ギャンブリング（パチンコ）依存に関するアドバイザー	8

1 検証の目的

「児童虐待の防止等に関する法律」第4条第5項により、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方に分析の責務が規定されている。

本検証は、児童虐待死亡例を検証することにより、児童虐待の発生防止、早期発見、適切な対応のあり方等を検討し、児童虐待防止・対応体制の充実・強化を図ることを目的とする。

2 検証の方法

検証の組織は、その客観性を担保するため、「沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会」の委員により検証を行う。

審査部会は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知、最終改正：平成23年7月27日）に基づき、当該児童虐待死亡例について、事実の把握を行い、発生原因の分析、検証を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。具体的には、事務局から事例に関する情報提供、関係機関等から提出された資料をもとに情報の収集及び整理を行うとともに事実関係を明らかにし、発生原因の分析等を行う。さらに、分析結果に基づき、再発防止に必要な提言を行う。

なお、本検証は、特定の組織や個人の責任の有無を追及するものではない。また、プライバシー保護の観点から、会議（審査部会）は非公開とした。ただし、審議の概要及び提言を含む報告書は、沖縄県及び国（厚生労働省）に報告し、公表する。

3 本事例の概要

(1) 事件の概要

発生日時：平成26年6月10日午前10時半頃から同日午後5時までの間

発生場所：A市内のパチンコ店屋外立体駐車場の1階部分

発覚の状況：B病院からC警察署への通報による

上記発生場所において、母親は、当時生後5か月の長男（以下「本児」という。）を、自家用軽自動車の助手席側後部座席に固定したチャイルドシートに座らせたまま、空調設備を停止させ、かつ、助手席側後部座席ドアガラス上部を3センチメートル空けたのみで、その他のドアガラス及び全てのドアを閉めた同車内に本児を残して同車から降車した上、約6時間半にわたり戻ることなく放置し、スロット遊技に興じていた。

午後5時頃に自家用軽自動車に戻った母親が、本児の様子がおかしいことに気づき、B病院へ搬送受診した。本児は心肺停止の状態に救急救命措置が取られたが、平成26年6月10日午後6時15分に死亡が確認された。

B病院から通報を受けたC警察署は、容疑者や関係者から事情を聴くほか、実証実験で当時の車内状況を調べた。また、死因は県外医療機関の協力を得るなどし、司法解剖により熱中症による死亡と特定した。

同年10月29日、母親の判決公判が行われた。判決では、母親が6月10日、A市内のパチンコ店駐車場に駐めた軽自動車内に本児を放置したまま、6時間半スロット遊技に興じ、

熱中症により本児を死亡させたとされた。裁判官は「被告人の行為が自助能力のない乳幼児の生命身体に危険を及ぼすものであることは明らかであり、過失の程度は非常に大きい。」と指摘、事件前にも母親が同じように本児を放置し、スロット遊技に興じており、危険性を認識していたことなどからも「被告人（母親）の刑事責任には相当重いものがある。」とし、禁固2年、執行猶予4年の判決を言い渡した。

(2) 死亡した児童及び家族の状況

○被害児童：生後5か月児

○被害程度、負傷状況：本児は、B病院において心肺停止の状態ですぐに救急救命措置が取られたが、6月10日午後6時15分に死亡確認。

○家族構成

- ・父 親： 40歳
- ・母 親： 40歳
- ・長 姉： 4歳
- ・本 児：生後5か月児（男児）
- ・父方祖母： 67歳

(3) 経過 ※（ ）内の記載は問診票や訪問記録等の記載情報

平成25年6月4日 母子保健手帳交付

「妊娠を知ったときは、嬉しかった」、「子育ては大変だけど楽しい」、「相談相手はいる」

平成25年6月12日～12月25日 医療機関にて妊婦健康診査受診

平成25年12月28日 D病院にて出生

平成26年1月7日 こんにちは赤ちゃん事業受付のため窓口来所

平成26年2月27日 こんにちは赤ちゃん訪問実施

「赤ちゃんはかわいいし育児は楽しい」、「困った時の協力者、相談相手はいる」

平成26年5月25日 乳児一般健康診査（前期）受診

「子育ては大変だけど楽しい」、「子育てに不安はほとんどない」、「身近に相談できる人、サポートしてくれる人がいる」

平成26年6月10日 事件発生

平成26年6月16日 C警察署からE児童相談所へ情報提供

平成26年7月22日 A市内のパチンコ店の屋外立体駐車場1階で、窓を閉め切った状態の自家用車内に本児を約6時間半にわたり放置し、熱中症により死亡させたとして、重過失致死の容疑でC警察署が母親を逮捕

平成26年8月12日 重過失致死罪で母親を起訴

平成26年10月29日 F裁判所により禁固2年、執行猶予4年の判決が言い渡された。

(4) その他確認事項

ア. 母親による車内放置等の状況

- ・母親は、30代前半の頃は、大体、週に2、3回スロット遊戯に興じていたが、30代後半の頃には、週に4、5回くらい行くようになった。
- ・今回の事件発生の前は、平成26年4月の途中から同店舗において本児を車内に放置して10回以上スロット遊戯に興じていた。
- ・今回のケースについては、後部座席にスモークガラスが貼られた車の後部座席に横向けにチャイルドシートを設置していたことから、発見が難しい状況にあった。

イ. ギャンブリング依存について（専門家意見）

- ・日本では、ギャンブリング依存について、国策においても医療においても明確な定義がなく、非常に曖昧としているので救済対象になりにくい。
- ・車内放置という状況は、必ずしもギャンブリング依存ではなくても起こる可能性がある。
- ・日常生活にストレスを抱えた人でも、息抜きの行的行動（パチンコ、買い物、ゲームセンターなど）により、車内放置は起こりうる。
- ・健診等で虐待や依存に関する質問項目があることで、それに伴う事故等について意識させることが出来るので、発生予防につながる。

ウ. パチンコ店における車内事故防止対策について

- ・全日本遊技事業協同組合連合会をはじめとするホール関係5団体事務局が平成25年1月に発行した「子どもの車内放置防止対策マニュアル」により、「営業時間帯は最低1時間に1回は駐車場を巡回点検する。」、「時期、時刻、地域など必要に応じて30分に1回も検討。」、「車内の状況を1台1台確実に点検する。」、「スモークガラス・黒色フィルム装着車等、外部から車内の状況が見えにくい車両は車内放置が行われるおそれが特に高いため、懐中電灯等を用いて確実に車内を点検すること。」などと自主対策を行っている。
- ・当該店舗においては、駐車場の巡回を、店員により1日4回実施するとともに、警備会社により1日2回実施していた。
- ・また、当該店舗においては、子ども車内放置についての注意喚起のポスターの掲示と店内マイク放送を行っている。

4 明らかとなった問題点・課題（問題点の整理・分析）

今回の事例は、母子健康手帳の交付時のアンケート、こんにちは赤ちゃん訪問、乳児一般健診等による問診等において、特に問題となる回答は上がっておらず、A市の母子保健担当部署において関与する状況は無かった。

また、病院や保育所、警察等においても不審な情報はなく、児童虐待等の通告や相談等も無いため、A市の児童相談担当部署や児童相談所等においても関与する機会は無かった。

このような状況を踏まえると、今回の事例を、現行の子育て支援体制の中で未然に防

ぐことは難しかったと考えられるが、以下の2点を問題点・課題とし、再発防止策を検討した。

(1) 乳幼児の事故防止に向けた啓発について

<本事案の問題点>

今回の車内放置に伴う熱中症による死亡事故については、母親は車内放置について危険と知りながらも、ストレス発散のためにスロット遊戯に熱中していたということであるが、乳幼児の車内放置は、たとえそれが10分程度の出来事でも重大な事故に繋がるおそれがあること、また、車内放置自体が虐待であるという認識がされていなかった。

<問題点解決のための課題>

- 同一店舗において10回以上車内放置を繰り返し、スロット遊戯に興じていたが発見までに至らなかった。
- 車内放置による事故は、パチンコ店駐車場に限らず、ゲームセンターや大型商業施設などでも発生するリスクがあるが、車内放置による事故防止のための関係機関や関係民間団体との連携について十分に検討されていない。
- 車内放置や家への置き去りなどに伴う熱中症による乳幼児の事件や事故リスクに関する啓発の機会が少ない。
- 車内放置に伴う熱中症に限らず、事故防止にかかる情報は様々な方法で保護者へ提供されているが、効果的に伝えるという意味では十分とはいえない。

(2) 虐待リスクの把握と支援について

<本事案の問題点>

本事案については、妊婦健康診査、産後の健康診査、乳児一般健康診査や予防接種等も実施されており、本人からの申し出や同居家族の状況からも、特に支援が必要と判断する状況がなく、現行の体制では、虐待のリスクを見極めることが難しいケースであった。

<問題点解決のための課題>

- ストレスの解消のために行うギャンブル等への依存について、既存の取り組み（健診や乳児家庭全戸訪問事業）の中では支援の必要性が抽出しにくい家庭が抱えるリスクについて、抽出の仕方や支援への繋げ方についての検討が十分とはいえない。
- ストレス解消のために行うギャンブル等について、依存症のリスクやそれに付随する子どもへの虐待リスクについて把握する機会や啓発する機会が少ない。
- 依存症に関して本人や周りが早めに気づく方法、支援への繋げ方についての検討が十分とはいえない。
- 支援の必要性が見受けられない家庭や抽出しにくい家庭においても、突発的に子育て支援サービスの必要が生じたり、活用しやすいサービスが提供・享受されることで支援に繋がることもあることから、サービスの充実と周知方法について検討する

必要がある。

5 提言（今後の課題）

（1）乳幼児の事故防止に向けた啓発等について

ア 全日本遊技事業協同組合連合会をはじめとするホール関係 5 団体事務局が平成 25 年 1 月に発行した「子どもの車内放置防止対策マニュアル」によると、「営業時間帯は最低 1 時間に 1 回は駐車場を巡回点検する。」「時期、時刻、地域など必要に応じて 30 分に 1 回も検討。」「車内の状況を 1 台 1 台確実に点検する。」「スモークガラス・黒色フィルム装着車等、外部から車内の状況が見えにくい車両は車内放置が行われるおそれが特に高いため、懐中電灯等を用いて確実に車内を点検すること。」などとされている。今回の事例では約 6 時間半放置されていることから、該当団体に対し、「子どもの車内放置防止対策マニュアル」に基づく巡回の確実な実施を求めていく必要がある。

イ 子どもの車内放置は重大な結果を生じる可能性があり、児童虐待のネグレクトに該当する。遊技場駐車場等の巡回により発見された車内放置事例について、一人の保護者がくり返し放置した事例が確認されるケースや保護者が開き直るケースもある。このような事例については、該当団体に対して児童虐待のおそれがある事例として対応することを求め、警察への通報を促す必要がある。

ウ 子どもの車内放置は遊技場に限らず、様々な生活場面で起きている状況がある。短時間でも重大な結果が発生する子どもの車内放置について、事故防止の観点から危険性を周知広報することが必要である。

エ 身体的虐待等に比べ、乳幼児を長時間放置するといったネグレクトについては、児童虐待としての認知が充分図られていない状況がある。保護者がそばにいて監護しなければ、安心安全に生活できない乳幼児は、少しの状況変化で命が危険な状態に陥る可能性がある。このことは車内放置に限らず、自宅、外出先でも同様である。「乳幼児の放置は重大な結果を生ずる可能性があり、児童虐待である。」という認識を、重点的に啓発することが必要である。

【具体的施策】

- 沖縄県遊技業協同組合に対し、「子どもの車内放置防止対策マニュアル」に基づく駐車場の巡回の徹底と、車内放置を発見した場合の警察への通報について協力を要請すること。
- 沖縄県警察に対し、子どもの車内放置について遊技場や大型商業施設などから通報があった場合の対応、また、沖縄県遊技業協同組合に対する巡回の徹底及び発見した場合の通報についての協力依頼を要請すること。
- 車内放置にとどまらず、自宅への置き去りについての危険性と虐待であることについての県ホームページやチラシ等の作成により周知啓発を図るとともに、関係機関や関係団体へも周知啓発の協力を要請すること。

○県関係機関、市町村や関係団体に対し、乳幼児の熱中症に関するリスクや子どもの車内放置に関する危険性と虐待であることの周知啓発について、協力を要請するとともに、周知啓発方法について関係機関で検討を行うこと。

(2) 虐待リスクの把握と支援について

ア ギャンブル等に対するのめり込みの状態は、自分にとって不利益であるにもかかわらず、コントロールが難しい習慣であり、本人自身や家族も心身面で傷つけるような状況も垣間見られ、アディクション（嗜癖）とよばれる。その対象は、ギャンブル（パチンコやスロット等）、アルコール、薬物、買い物、インターネット等様々であり、本事案のように、結果的に死亡事例に発展するなど、深刻な事態に陥る場合もある。このようなアディクション（嗜癖）の問題を抱える世帯に対して、健診や乳児家庭全戸訪問事業といった既存の取り組みの中から、問題のリスクをどのように抽出、評価し、支援に繋げていくか検討する必要がある。

イ 普段の住民健診や母子健康手帳発行等の妊娠期からの対応、子ども出生後の健診や予防接種等の対応、就学前健診や学校で実施される家庭調査や保護者アンケート等の対応の中で、家庭内の世帯員がかかえるのめり込みの問題やアルコールの問題、精神的な問題について、そのステージにあった質問項目を検討する必要がある。

ウ 子育て支援サービスについては、住民が気軽に受けることが出来るように質と量の面で更なる充実を図り、そのサービスの周知方法を十分検討し、健診等の行事、保育園等の機関、民生委員等の地域、あらゆる方面から支援につながるような体制を構築する必要がある。

【具体的施策】

○妊婦健康診査、産後の健康診査、乳児一般健康診査、こんにちは赤ちゃん訪問事業など（以下「健診等」という。）において、育児等へのストレスによるギャンブル等への依存を含めたアディクション（嗜癖）の問題や虐待リスクに関する質問や調査項目の追加を検討すること。

○これらの取り組みは、ギャンブル等への依存を確認して支援に繋げるだけでなく、ギャンブル等への依存に虐待リスクがあることを認識させる上でも有効であることを念頭に検討すること。

○健診等において支援が特に必要ではないと思われる家庭に対しても、子育て支援サービスを効果的に周知啓発することについて、市町村や関係機関に対し要請すること。

○あわせて、保育所や民生委員などに対しても、子育て支援サービス事業等の周知啓発への協力を依頼すること。

○また、地域のニーズに応じて、現行の支援サービスを見直すとともに、子育て支援サービスの更なる拡充についても検討するよう、市町村や関係団体に協力を要請すること。

(資料)

1 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会開催経過

(1) 平成27年1月15日(木)

第1回会議

- ・事件の概要及び経緯説明
- ・今後のスケジュール確認

(2) 平成27年2月19日(木)

第2回会議

- ・問題点の抽出
- ・死亡事例の検証

(3) 平成27年3月12日(木)

第3回会議

- ・検証報告書(案)の検討、取りまとめ

2 沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名		区分	現職名
	池間 尚子	学識経験者	ちばなクリニック小児科 医師
部 会 長	井村 弘子	学識経験者	沖縄国際大学総合文化部 人間福祉学科教授
	長崎 文江	学識経験者	みえばしクリニック 院長
副部会長	野崎 聖子	学識経験者	うむやす法律事務所 弁護士
	山本 牧生	社会福祉事業 従事者	社会福祉法人袋中園 施設長

3 ギャンブリング（パチンコ）依存に関するアドバイザー

本事例の検証を行うにあたり、ギャンブリング依存、及び、パチンコ店駐車場における車内放置事故防止対策に関するご助言をいただきました。

氏 名	現 職 名
西村 直之	特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク代表理事 新垣病院 精神科医